

令和7年第3回霧島市農業委員会定例会総会

日 時	令和7年3月31日(月) 13時35分
出席農業委員 (19名)	1番 有村 祐亮 2番 岡村 勝敏 3番 鎌田 陽一 (会長職務代理者) 4番 中園 真一 5番 上原 雄二 6番 清水 和子 7番 尾谷 光幸 8番 長崎 恵里子 9番 笹峯 久雄 10番 常盤 信一 11番 二月田 努 12番 竹ノ内 裕子 13番 中村 優志 14番 相良 悟 15番 肥後 亮子 16番 東鶴 昭雄 17番 山之内 悟 18番 今村 浩一 19番 槐島 睦夫 (会長)
欠席委員 (0名)	
事務局振興 農地グループ	事務局長 池田 グループ長 秋窪 サブリーダー 横山 サブリーダー 剥岩 主任主事 富田 主 事 福迫
議事日程	「諸般の報告」「事務局報告」 1 「農地利用変更届」について 2 「農用地利用集積等促進計画(中間管理権設定)の意見決定」について 3 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について 4 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について 5 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について 6 「農地法第4条事業計画変更申請の処分決定」について 7 「農地法第5条事業計画変更申請の処分決定」について

開 会 午後13時35分

事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。
議長(会長)	それでは令和7年第3回霧島市農業委員会定例会総会を開催いたします。 本日の出席農業委員は19名です。よって本会は、農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員は過半数に達しているため会議は成立しております。本日の議事日程につきましては、配布いたしました議案書のとおりです。議事に入る前に議案の修正等ありましたら報告をお願いいたします。事務局。
事務局	[事務局より議案の修正等を報告]

議長（会長）	次に、本日の議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員を議長から指名させていただくことをご異議ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご異議なしと認めます。本日の議事録署名委員は5番委員と6番委員の両名を指名いたします。よろしくお願ひします。次に事務局報告です。事務局。
事務局長	〔会長等が出席した会議等について報告〕
議長（会長）	それでは早速議事に入ります。

△ 議案第1号「農地利用変更届」について

議長（会長）	議案第1号「農地利用変更届」について議題といたします。当委員会に対し、農地の利用変更届が1件提出されておりますので審議を求めます。 隼人1を13番委員
13番委員	1号1番。届出地は西光寺公民館の南西に位置し、現況は畑である。利用変更目的は畑として使用するものである。工事内容は盛土を0.5mするものである。周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由で当届出は妥当なものと思われる。以上です。
議長（会長）	調査員から報告が終わりました。只今の報告に、ご意見、ご質疑等がございますか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第1号「農地利用変更」につきましては受理することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	全員賛成です。よって本案件は、受理することに決定しました。

△ 議案第2号「農用地利用集積等促進計画（中間管理権設定）の意見決定」について

議長（会長）	まず、議案第2号「農用地利用集積等促進計画（中間管理権設定）の意見決定」について議題とします。農用地利用集積等促進計画（中間管理権設定）の意見決定するため審議を求めます。 今月は中間管理権設定7件について、市長から意見を求められております。 また、農地法第18条第6項の解約通知が12件提出されております。これらにつきましては、農地利用最適化推進会において審議されておりますので、事務局へ一括して報告を求めます。事務局。
事務局	議案第2号「農用地利用集積等促進計画（中間管理権設定）の意見決定」について報告いたします。総会前の農地利用最適化推進会におきまして、基盤強化法の農地中間管理事業の推進に関する法律の中間管理権設定7件、筆数22筆、面積46,694㎡。このことにつきまして現地調査及び協議された結果、全件、要件を満たしており、妥当と判断されましたので報告いたします。以上です。
議長（会長）	事務局からの報告が終わりました。この報告につきまして、ご意見、ご質疑等がございますか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第2号「農用地利用集積等促進計画（中間管理権設定）の意見決定」につきましては、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	全員賛成です。よって本案件は、承認することに決定し、その旨を市長に答申いたします。

△ 議案第3号 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について議題とします。当委員会に対し、農地法第3条の規定による許可申請が22件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。なお、国分2につきましては、議事参与となりますので、別途審議することといたします。 まず、国分1を3番委員。
3番委員	3号1番。申請地は国分西小学校の南東と広瀬生活改善センターの南西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	同じく国分3、4を10番委員。
10番委員	3号3番4番。3番申請地は青葉小学校の西に位置し現況は田である。4番申請地は馴松公民館の北東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	同じく国分5を17番委員。
17番委員	3号5番。申請地は、市消防団7分団木戸隊の西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	同じく国分6を18番委員。
18番委員	3号6番。申請地は木原中学校の西に位置し、現況は茶畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、隼人7を12番委員。
12番委員	3号7番。申請地は鹿児島空港の北東に位置し、現況は畑である。申請地は所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	同じく隼人8から11まで13番委員。
13番委員	3号8番。申請地は隼人塚団地公民館の北に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業するものと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 3号9番。申請地は隼人東インターチェンジの西に位置し、現況は田である。申請地には所

	<p>有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業するものと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>3号10番。申請地は隼人東インターチェンジの東に位置し、現況は田である。申請地の使用収益権は譲受人である。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業するものと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>3号11番。申請地は隼人東インターチェンジの南東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業するものと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、溝辺12を1番委員。
1番委員	3号12番。申請地は溝辺小学校の北東に位置し、現況は麦畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	同じく溝辺13、14を11番委員。
11番委員	<p>3号13番。申請地は石井口公民館の北に位置し、現況は畑である。申請地には※※さんが令和7年7月まで使用収益権を設定している。なお、合意解約の申請が同時に提出されている。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>3号14番。申請地は岩穴自治公民館の北東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、横川15、16を16番委員。
16番委員	<p>3号15番。申請地は鹿児島空港の北東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは4名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うものと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>3号16番。申請地は横伏敷地区拠点施設の1筆が西、1筆が東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは4名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うものと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に霧島17、18を4番委員。

4 番委員	<p>3号17番。申請地は霧島中学校の北に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>3号18番。申請地は泉水公民館の東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	同じく霧島19を7番委員。
7 番委員	<p>3号19番。申請地は止上公民館の南東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、福山20を15番委員、また、福山21、22を19番委員に代わり、併せて15番委員。
15 番委員	<p>3号20番。申請地は下牧之原公民館の南に位置し、現況は田である。受人の※※さんが令和10年5月まで使用収益権を申請地の3筆に設定している。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うものと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>3号21番。申請地は牧之原小学校の南東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うものと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>3号22番。申請地は比曾木野体育館の西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うものと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等はございますか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了します。お諮りいたします。議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、国分2を除き許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい。全員賛成です。よって、本案件は国分2を除き許可とすることに決定しました。次に、国分2を審議いたしますので、17番委員は退席をお願いします。
	〔17番委員退席〕
議長（会長）	それでは、調査委員の報告を求めます。 国分2を3番委員。

3 番委員	3号2番。申請地は国分湊地区コミュニティ広場の西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は※※さんの構成員であり、本件の所有権移転完了後には同法人が借受ける予定である。当該法人は5名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うものと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了します。お諮りします。議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、国分2を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
議長（会長）	全員賛成です。よって、許可することに決定しました。17番委員の退席を解きます。着席をお願いします。
	〔17番委員着席〕
議長（会長）	17番委員に報告いたします。国分2につきましては、許可することに決定いたしました。

△ 議案第4号 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について議題といたします。当委員会に対し、農地法第4条の規定による許可申請が8件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。調査員の報告を求めます。 まず、国分1を10番委員。
10 番委員	4号1番。申出地は国分南中学校の北に位置し、現況は実行済みである。平成20年頃資材置場にしてしまったという経緯書が添付されています。農用地区域は第1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は資材置場にするもので、計画性も妥当であることから実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	同じく国分2、3を3番委員。
3 番委員	4号2番。申出地は特攻碑公園の北東に位置し、現況は造成済みである。なお、平成14年7月頃5条許可を受け造成までしたが地目変更を行わなかったという始末書が添付されています。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は共同住宅1棟、駐車場にするものであり、計画性も妥当であることから実現は確実と思われる。また、隣接する宅地195.24㎡を一体利用するもので、全体計画は386.24㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。 4号3番。申出地は広瀬生活改善センターの南に位置し、現況は駐車場である。なお、平成26年5月頃駐車場にしてしまったという始末書が添付されています。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は駐車場にするものであり、既に実行済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、隼人4を5番委員。
5 番委員	4号4番。申出地は川尻公民館の北東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第3種

	農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は多目的広場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接する5条申請地1,675㎡を一体利用するもので、全体計画面積は2,464㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	同じく隼人5、6を13番委員。
13番委員	<p>4号5番。申出地は里中・下公民館の北に位置し、現況は造成済みである。なお、年月日不詳で墓地に利用してしまったと経緯書が添付されている。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接する4条許可申請地の783㎡を一体利用するもので、全体計画面積は843㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>4号6番。申出地は住吉公民館の南西に位置し、現況は造成済みである。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地拡張をするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接する宅地の830㎡を一体利用するもので、全体計画面積は865.38㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、溝辺7を1番委員。
1番委員	4号7番。申出地は陵北地区公民館の東に位置し、現況は山林原野である。なお、年月日不詳で山林原野であったという経緯書が添付されています。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、牧園8を8番委員。
8番委員	4号8番。申出地は牧園総合支所の北東に位置し、現況は水路である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は水路を建設するもので実行済みである。また、平成22年頃水路を整備していたと経緯書が添付されている。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	報告が終わりました。只今の報告について、ご意見、ご質疑等は何かございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	<p>全員賛成です。よって、本案件は許可とすることに決定いたしました。</p> <p>本議案は全て許可することに決定しましたので、4月10日開催予定の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件については、意見聴取をいたします。</p>

△ 議案第5号 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について議題とします。当委員会に対し、農地法第5条の規定による許可申請が22件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは調査委員の報告を求めます。 まず国分1を10番委員。
10番委員	5号1番。申請地は馴松公民館の東に位置し、現況は田である。農地区分は第1種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は、事務所1棟、倉庫1棟、駐車場、コンテナ3基を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないものと思われる。以上です。
議長（会長）	同じく国分2から4を11番委員。
11番委員	<p>5号2番。申請地は広瀬生活改善センターの北東に位置し、現況は田である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲11区画、通路、公園を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>5号3番。申請地は国分南小学校の北東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第1種農地の隣接地一体事業に該当するものと思われる。転用目的は倉庫1棟、資材置場、駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>5号4番。申請地は下井公民館の南西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第1種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は建売住宅2棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、溝辺5、6を12番委員。
12番委員	5号5番6番。5番申請地は中園公民館の南東に位置し、現況は畑である。6番申請地は玉利地区自治公民館の西に位置し、現況は不耕作地である。いずれも農地区分は農用地区域内農地の一時転用に該当するものと思われる。どちらも転用目的はボーリング用地、資材置場、駐車場、事務所1棟、仮設トイレ1基を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。また、一時転用の期間は令和7年5月1日から令和8年4月30日までで、一時転用終了後、農地へ復元する計画であるため妥当であると思われる。以上です。
議長（会長）	次に、国分7、8を3番委員。
3番委員	<p>5号7番。申請地は旧市営松木住宅の南東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は駐車場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>5号8番。申請地は陸上自衛隊国分駐屯地の南に位置し、現況は畑である。なお、平成16年11月に父親が5条許可地としたが畑として使用していたと経緯書が添付されている。農地</p>

	区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は賃貸住宅2棟、駐車場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	同じく国分9を10番委員。
10番委員	5号9番。申請地は霧島市役所の北西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	同じく国分10を17番委員。
17番委員	5号10番。申請地は南公園の西に位置し、現況は宅地である。なお、令和6年6月頃農業用倉庫を建築してしまったと始末書が添付されている。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は農業用倉庫3棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に隼人11から13を5番委員。
5番委員	<p>5号11番。申請地は見次公民館の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>5号12番。申請地は川尻公民館の北東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は多目的広場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接する4条許可申請地の783㎡を一体利用するもので、全体計画面積は2,464㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>5号13番。申請地は日当山駅の南東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は資材置場、駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に隼人14を12番委員。
12番委員	5号14番。申請地は中西光寺公民館の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に隼人15から20を13番委員。
13番委員	5号15番。申請地は小浜小学校の東に位置し、現況は畑である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も

	<p>妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接する5条許可地の64㎡を一体利用するもので、全体計画は465㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>5号16番。申請地は小浜地区中央公民館の西に位置し、現況は畑である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は資材置場、事務所1棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>5号17番。申請地は里中・下公民館の南西に位置し、現況は造成済みである。なお、令和元年頃造成してしまったと始末書が添付されている。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、既に実行済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>5号18番。申請地は小浜小学校の東に位置し、現況は畑である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は貸駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>5号19番。申請地は鹿兒島工業高等専門の南に位置し、現況は畑である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>5号20番。申請地は浜之市団地の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は共同住宅1棟、駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に溝辺 21、22 を 14 番委員。
14 番委員	<p>5号21番。申請地は麓原自治公民館の西に位置し、現況は田である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は一時転用のボーリング用地、資材置場、駐車場、事務所1棟、仮設トイレ1基を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。一時転用の期間は令和7年5月1日から令和8年4月30日までで、一時転用終了後、農地へ復元する計画であるため妥当であると思われる。</p> <p>5号22番。申請地は市営住宅第一陵南住宅の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい。全員賛成です。よって、本案件は許可とすることに決定しました。 本議案は全て許可することに決定しましたので、4月10日開催予定の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件については、意見聴取をいたします。

△ 議案第6号 「農地法第4条事業計画変更申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第6号「農地法第4条事業計画変更申請の処分決定」について議題とします。当委員会に対し、農地法第4条の規定による事業計画変更申請が1件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは調査委員の報告を求めます。 隼人1を13番委員。
13番委員	6号1番。申請地は里中・下公民館の北に位置し、現況は造成済みである。今回の転用目的は駐車場を建設するものである。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。周囲の農地に与える影響は変更前と比較し同程度であり、また、必要性、確実性もあると思われるため事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。以上です。
議長（会長）	只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第6号「農地法第4条事業計画変更申請の処分決定」については、許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成です。よって、本案件は許可することに決定しました。

△ 議案第7号 「農地法第5条事業変更申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第7号「農地法第5条事業計画変更申請の処分決定」について議題とします。当委員会に対し、農地法第5条の規定による事業計画変更申請が1件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは調査委員の報告を求めます。 隼人1を12番委員。
12番委員	7号1番。申請地は県営隼人団地の南に位置し、現況は実行済みである。当初転用目的は建売住宅3棟であった。今回の転用目的は建売住宅2棟、内訳一般住宅1棟、農家住宅1棟、通路にするものである。農地区分は第1種農地の集落接続農地に該当するものと思われる。排水は、浄化槽を通じて市道側溝に流す計画であるため問題ないものと思われる。周囲の農地に与える影響は変更前と比較し同程度であり、また、必要性、確実性もあると思われるため事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。以上です。
議長（会長）	報告が終わりました。この報告につきまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第7号「農地法第5条事業計画変更申請の処分決定」について、県に対し妥当であると進達することに賛成の方の挙手を求めます。

	〔全員挙手〕
議長（会長）	<p>全員賛成です。よって、本案件は妥当であると進達することに決定しました。</p> <p>以上で、令和7年第3回定例総会に付議されました議案の審議は、全て終了しました。</p> <p>次に、「その他」はございませんか。</p>
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	<p>ないようですので、以上で令和7年第3回霧島市農業委員会定例総会を終了いたします。</p> <p>本日はこれにて散会いたします。</p>
事務局長	<p>姿勢を正してください。一同、礼。</p>

閉会 午後14時35分